

令和元年度第 10 回庁議提案 **審議**・報告・その他

提出日：令和元年 8 月 20 日

担当部・課：福祉部子ども保育課 [内線 2528]

① 件名	保育所保育料の震災減免の見直しについて
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	<p>【背景】 幼児教育・保育の無償化については、本年 5 月に子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が公布され、10 月以降、認可保育所に入所する 3～5 歳児の副食費（食材料費）は、保育料から切り離され、保護者が実費負担することとなった。ただし、年収 360 万円未満相当世帯及び第 3 子以降の児童の副食費は、免除となる。</p> <p>また、東日本大震災で被災した世帯の保育料の減免に要する費用については、宮城県被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業補助金の対象経費として全額補填されているが、同補助金の対象となるのは保育料のみであり、副食費は対象外となり、市独自に減免措置を継続した場合は、全額市負担となる。</p> <p>このことから、東日本大震災により被災（半壊以上等）し、現在保育料が全額減免となっている 3～5 歳児の世帯について、保育料の無償化後、副食費相当額分の負担を求める必要が生じた。</p> <p>【目的】 幼児教育・保育無償化後、認可保育所に入所する 3～5 歳児の副食費（食材料費）について適切な利用者負担を求めるもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	<p>【根拠法令】 東日本大震災に伴う石巻市保育所保育料の減免の実施及び減免に関する要綱</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	令和元年 5 月 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の公布
⑤ 主な内容	<p>10 月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、9 月末をもって認可保育所に入所する 3～5 歳児の震災減免を終了し、副食費（月額 4,500 円）については、保護者の実費負担とする。</p> <p>なお、認可保育所に入所する 0～2 歳児については、10 月以降もこれまでと同様に、副食費が保育料に含まれることから、現行の震災減免の取り扱いを継続する。</p> <div data-bbox="204 1541 1449 2056" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">無償化に伴う 3～5 歳児の保育料（副食費）と震災減免のイメージ図</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>現行</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>無償化後（10 月以降）～</p> </div> </div> </div>

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
<p>【令和元年度震災減免対象者数】 ※令和元年6月1日現在 認可保育所に入所する3～5歳児 676人（在籍児童合計1,614人）</p> <p>【市民への影響】 震災減免の適用を受けている児童（676人）のうち、免除対象となる年収360万円未満相当世帯及び第3子以降の免除対象の児童（118人）以外の児童（558人）については、副食費相当額（月額4,500円）の負担が生じることとなる。</p> <p>【市行財政の効果・負担】 （令和元年度分） 震災減免の見直しによる増減 歳入：副食費（食材料費）負担金の増 15,066千円（@4,500円×558人×6箇月） 宮城県被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業補助金の減（県：10/10） △15,066千円 ※ 9月補正予算提案予定（歳入のみ）</p>
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
<p>【保育料の震災減免を継続している県内市町の状況（令和元年7月現在）】 幼児教育・保育の無償化後の副食費（食材料費）の減免の取り扱いについて 9月末終了予定：仙台市、岩沼市 未定：塩竈市、気仙沼市、名取市、亶理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町 10月以降継続予定：東松島市</p>
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
<p>令和元年 9月 市議会第3回定例会に関連補正予算案について提案 東日本大震災に伴う石巻市保育所保育料の減免に関する要綱の一部改正 （施行予定年月日：令和元年10月1日） 10月 副食費（食材料費）の実費負担</p>
⑨ その他
周知方法 市ホームページへ掲載するほか、該当者へ文書により通知する。